

2021年5月1日



株式会社ニチレイフーズ

外国人の受入れに関するニチレイフーズ基本指針

(日本国内のニチレイフーズグループにおいて)

1. 人権の尊重に基づく雇用関係の構築

ニチレイフーズは、日本国内において外国人を雇用するにあたり、日本国内の適用法令に準拠して、一人ひとりの自発的な意志に基づく就労であることを確認し、その意志と人権尊重に基づいて雇用関係を構築し、それを維持していくことを約束します。

2. 国籍等による差別的扱いの禁止

ニチレイフーズは、日本国内における労働者の処遇について、国籍等による差別的な扱いはしません。

- (1) 賃金について、差別的扱いはしません。
- (2) 教育・訓練の機会提供について、差別的扱いはしません。
- (3) 労働環境について、差別的扱いはしません。
- (4) 生活環境および福利厚生について、差別的扱いはしません。

ニチレイグループ行動規範において、「人権を尊重し、人種、肌の色、性別、宗教、政治的見解、国籍、社会的地位、出身などに基づく一切の差別を行わないこと」を明記しています。

ニチレイフーズは、あらゆる形態の強制労働、児童労働を排除します。また、職場においては、差別的な言動、暴力行為、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントなどを禁止します。

3. ともに働く大切な仲間として受け入れる

ニチレイフーズは、外国人労働者も事業活動を遂行する上での重要な一員であるという事を認識し、その多様性を認め、コミュニティの発展に努めます。

ニチレイグループのCSR基本方針「ニチレイの約束～持続可能な社会の実現に向けて～」においては、「働く人の多様性を尊重するとともに、個々の能力を最大限に発揮し生き活きと働ける環境を実現します」と明記しております。ニチレイフーズは、この方針に則り働きがいの向上に努めて参ります。